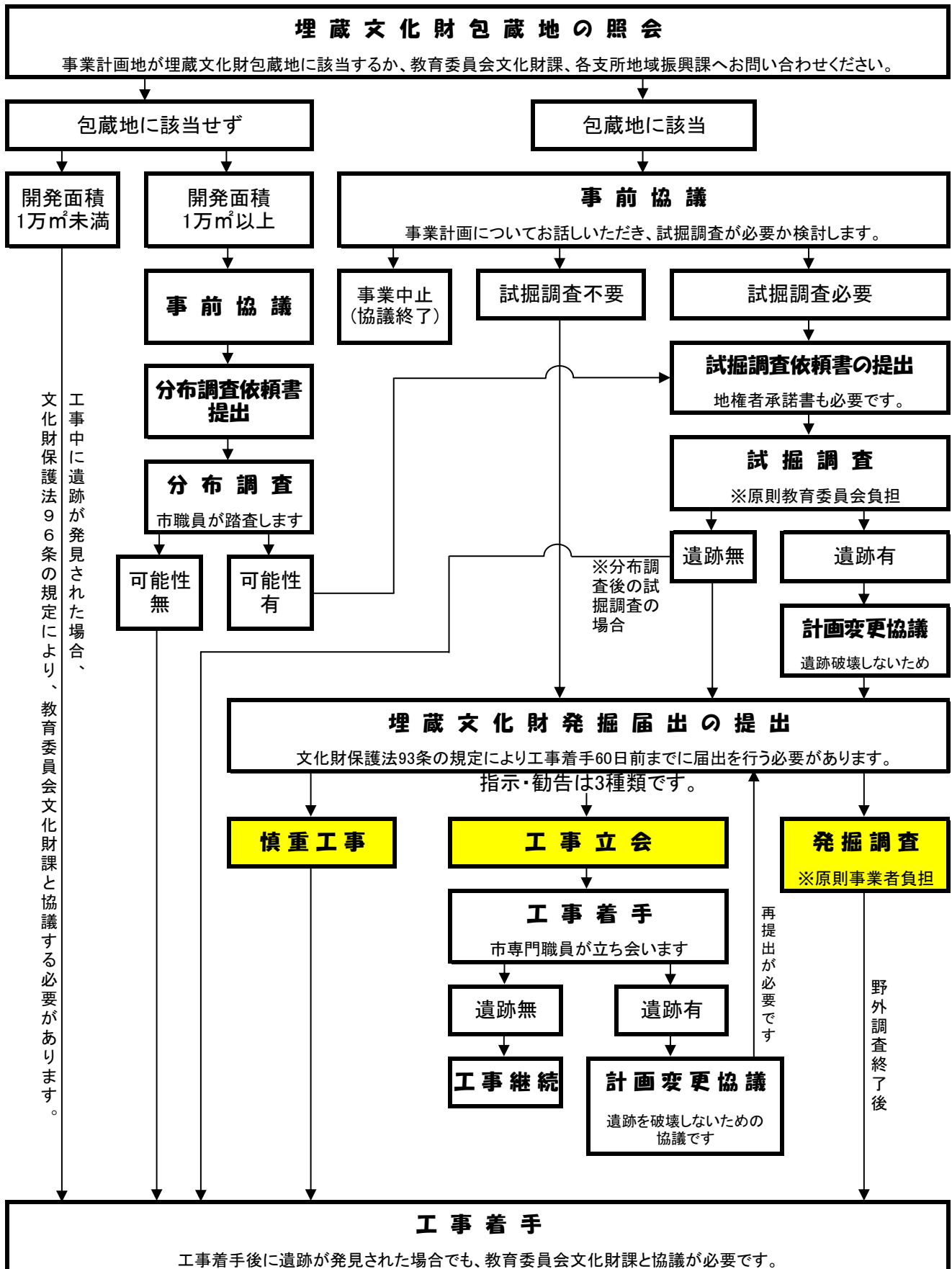


周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)で土木建築工事を行う場合—手続きフロー

事業計画地に遺跡が確認され、その遺跡が工事によって破壊される場合、発掘調査を実施する必要があります。



工事中に遺跡が発見された場合、文化財保護法96条の規定により、教育委員会文化財課と協議する必要があります。

工事着手後に遺跡が発見された場合でも、教育委員会文化財課と協議が必要です。
届出を行わず建築工事等により遺跡を破壊した場合、事業主(施主)は文化財保護法により罰せられる場合があります。
※事業内容により国庫補助金が活用できる場合があります。事前に市教育委員会と協議してください。